

令和4年8月5日

告示

当財団は、一般財団法人日本ボクシングコミッションルール附則3項に基づき以下の解釈基準を定める。

他のプロスポーツ又は他の格闘技関連団体に所属する者との間の 格闘技のイベントに関する解釈基準

JBCライセンス所持者が、他のプロスポーツ又は他の格闘技関連団体（以下「格闘技団体等」という。）に所属している者又は当該者の過去の格闘技関連団体等の格闘技イベントの参加その他の事情に照らし格闘技関連団体等に関与している者とJBCが判断する者（当該格闘技イベントの開催日現在においてJBCライセンスを所持する者を除く。）との間の格闘技のイベントに参加する場合には、当該格闘技のイベントの主催者が他のプロスポーツ又は他の格闘技関連団体であるかどうかにかかわらず、他のプロスポーツ又は他の格闘技関連団体に関与するものとみなして一般財団法人日本ボクシングコミッションルール第12条第2項を適用する。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション